

2023年12月21日

同性・事実婚パートナーを配偶者と認定

―社内規程における配偶者の定義を変更―

AGC株式会社(本社:東京、社長:平井良典)は 12 月 21 日より、LGBTQの方々が安心して働ける環境整備の一環として、人事関連規程等における配偶者の定義において、同性を含む事実婚のパートナーを新たな対象としました。あわせて「LGBTQ社外相談窓口 * 」を設置し、LGBTQに関する様々な相談ができる体制を整備しました。

■ 当社における配偶者の定義・制度利用について

法律婚だけでなく、事実婚として認められるパートナーを配偶者と位置づけ(戸籍上の同性パートナーを含む)、 社宅への入居、育児休職・介護休職等に関わる諸制度を利用可能とします**。

AGCは、グループビジョン <u>"Look Beyond"</u> において、重要な価値観の一つとしてダイバーシティを掲げ、性別、性自認および性的指向、障がい、国籍、年齢などの相違に関わらず、多様な人財がその能力や個性を発揮できる環境づくりに取り組んでいきます。

〈注釈〉

* 業務委託先:株式会社アウト・ジャパン https://www.outjapan.co.jp/

** 法律等による制約がある場合は、法律等の定めに従う